

マイナ保険証をお持ちでない方 資格確認書をお送りします



令和7年12月2日以降、お手元の健康保険証は使用できなくなります。
医療機関等を受診する際は
「マイナ保険証」または「資格確認書」が必要となります。

対象者

現行の健康保険証をお持ちの方で、令和7年9月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方。▼

マイナ保険証をお持ちでない方とは

マイナンバーカードを
持っていない



マイナンバーカードは
持っているが、
保険証の利用登録を
行っていない



マイナンバーカードの
電子証明書の
有効期限が切れている



※令和6年12月2日以降に資格取得するなどすでに資格確認書を持っている方は除きます。



Q 資格確認書が
届いたけど
どうすればいいの？

A 記載事項に誤りがないか
ご確認いただき、
医療機関等を受診する際に
窓口で提示してください。

※記載事項に誤りがある場合は事業所担当者に申し出てください。

Q すでに扶養から
外れた被扶養者の
資格確認書は
どうすればいいの？

A お手数ですが、
事業所担当者経由で
当組合に返却してください。

Q マイナ保険証を
取得したけど
資格確認書は
どうすればいいの？

A 資格確認書を返却して
いただく必要はありません。
ただし、退職等で当組合の
加入者でなくなる場合は、
事業所へ返却してください。

Q マイナンバーカードの
電子証明書の有効期限が
切れている場合は
どうすればいいの？

A お住いの市区町村の
窓口で速やかに
更新手続きを行ってください。

Q 今持っている
保険証は
どうすればいいの？

A 返却していただく必要は
ありません。12月1日までは
使用できますので、12月2日以降
ご自身で破棄してください。



マイナ保険証への 切り替えをお願いします。

医療機関の受診は“マイナ保険証”で



マイナ保険証の メリット

01 限度額以上の 支払いが不要

医療費が高額になった場合も、
手続きなしで窓口での支払いが
限度額まで済みます。

02 保険証の 切り替えが不要

就職や転職、退職後の保険証の
切り替えが不要です。

03 より質の高い 医療の提供

診療情報や薬剤履歴を
医師等と共有でき、より質の高い
医療が受けられます。※同意した場合のみ。

04 災害時も安心

災害など緊急時も薬剤履歴が
医師等と連携でき、
安全な処方を受けられます。

05 確定申告が簡単

マイナポータルで医療費通知情報を
入手し、簡単に医療費控除の
確定申告ができます。

マイナ保険証の作り方

マイナンバーカードを お持ちでない方

マイナンバーカードの取得方法

申請

マイナンバー交付申請書をご用意ください。

いずれかの方法で

1 スマホまたは
パソコン



2 郵送



3 街中の
証明写真機



※交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトから
ダウンロードし、郵送で申請してください。

受け取り

交付通知書が届いたら
指定場所にて受け取り

詳しくは
こちら



マイナンバーカード総合サイト

保険証利用登録が まだの方

マイナ保険証の利用登録方法

いずれかの方法で手続きできます

1 スマホ
マイナポータルから
手続き



2 セブン銀行
ATM
「健康保険証利用の
申込み」から手続き



3 医療機関
・薬局
受付の顔認証付
カードリーダー
から手続き



令和7年
9月から

スマホだけでも 受診できます！

機器の準備が整った医療機関等でご利用いただけます。
マイナ保険証をスマホで使うには健康保険証利用登録が
必要です。

Androidの場合

最新のマイナポータルアプリ
から利用申請が可能です。



iPhoneの場合

最新のマイナポータルアプリから
Appleウォレットに追加できます。



※iOS15.5以上の
バージョンが必要です

